

氏 名 水越 光男

登録番号 第 08870020 号

事務所名称 水越社会保険労務士事務所

事務所所在地 茨城県水戸市柳町2丁目3番7号

所属社会保険労務士会 茨城県社会保険労務士会

処分内容 戒告

処分理由 自らが代表を務める社会保険労務士事務所の事務員が作成した、A 社に係るキャリアアップ助成金支給申請書及びその規定の添付書類である「給与明細書」に虚偽の内容が記載されていたにもかかわらず、これらをほとんど確認することなく、令和3年6月 10 日に、虚偽の内容が記載されたまま自らの名で茨城労働局長あて提出を代行した。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の2第2項に定める懲戒処分事由の「相当の注意を怠り、真正の事実にして申請書等の作成を行ったとき」及び第 25 条の3の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」に該当するものである。